

産業保安関係法令に基づく中国四国産業保安監督部長の処分に係る  
標準処理期間について

制定 20120919中四産保第13号  
平成24年9月19日  
改正 20170401中四産保第142号  
平成29年4月1日

産業保安関係法令に基づく中国四国産業保安監督部長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間は、別表に掲げる手続ごとに、同表に定める期間とする。なお、産業保安関係法令に基づく中国四国産業保安監督部長の処分に係る標準処理期間について（平成17・04・01中四産保第64号）は廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年9月19日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の施行前に産業保安監督部長に対してされた申請に対する処分に係る標準処理期間は、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。